

○11番(南部 武司君) おはようございます。

この12月議会では一般質問を2問、準備させていただきましたので、ご答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。

まず1問目につきましては、農業について質問させていただきたいと思います。

非農家の私が農業について質問するというのはいかがなものかと思いましたが、行政書士の機関紙を読んでいまして、農業や農地についての多くの疑問が生じたので、今回あえて質問をさせていただきます。

農業支援には大別して2つの側面があるように思います。

1つは補助金、助成金交付申請業務に代表される食糧を供給する産業の育成支援、第2は農地申請転用業務に代表される土地利用の制限を通じた国土及び自然環境の保全、有効活用等にかかる支援、言い換えれば第1は給付行政に関する手続き、第2は規制行政に関する手続きということだと思います。

農業といえば補助づけであるというのが一般国民の率直な感想であると思います。そのように過言ではないと言えるほど、多くの補助金、交付金があります。

今般調査してみると、聞いたことのないような補助金や交付金が多くあることがわかりました。では一体どれぐらいの補助金や交付金があるのでしょうか。数字で結構ですので、示してください。

また、すぐにでも補助金を受けることができるものにはどのようなものがあるのか、身近なものがあれば説明を求めたいと思います。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法にかかる各種補助金等の交付事業と並んで農林水産業が推進している強い農業づくり支援という政策の一つに、強い農業づくり交付金という制度があります。どちらも農業産業の支援強化策ですが、強い農業づくり支援は生産局の管轄です。正直この違いは何で、どう違うものか、よくわかりません。よく似た名称で管轄が違うということだけが理解できました。また、そのような中には何々事業とか何々交付金とかいう言葉がよく出てきますが、この違いは一体何でしょうか、説明を求めたいと思います。

補助金に関する書籍に、農家が農機具を修理しなくなっていると書かれていました。修理では補助金がおりませんが、交換や買いかえをすれば補助金がおりのからだということだそうです。これには疑問を抱きました。

食の安全という観点からも、食料自給率向上は喫緊の課題で、農業産業の強化育成は不可欠だということは理解できますが、補助金漬けの施策が農業産業を阻害しているのでは、と私は思います。この点を行政はどのように考えているのでしょうか、あるいは国や県がやることだから、考えても仕方がないことだと思っているのでしょうか。

耕作放棄地については、再生利用の観点から各種施策が打ち出されているようです。農地中間管理機構、いわゆる農地バンクは農地集約促進策であり、集約した農地を貸し

つけるというものです。埼玉県羽生市ではイオンアグリが借り受け、米づくりに参入するという記事がありました。大消費地近隣の埼玉だから可能なのではないかと思います。

しかし、この農地中間管理機構も貸したい人には協力金が支払われるという、何でも補助金という政策だと思えますが、どのように理解すればいいのでしょうか。

耕作放棄地には、農地に戻せるものと非農地的利用として検討せざるを得ないものに分けることができると思いますが、農地法第3条や第5条の問題ではなく、第2条の問題ととらえ、農業委員会が現地確認を行い、農地法第2条第1項に該当しない旨の判断をした場合には、非農地通知書を当該所有者に送付することによって、所有者は農地転用許可申請を経ることなく、土地の地目変更を行うことができますが、東員町はどのような扱いとなっているのでしょうか。

以上、農地に関する質問ですが、回答を求めたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) おはようございます。

農業問題についての幾つかのご質問にお答えをさせていただきます。

農林水産省の「平成26年補助事業等資料」によりますと、林野庁、水産庁を含めると317の事業項目がありまして、その事業目的を達成するため細分化された事業の数は、500件を超えております。

その中でも「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の実現に向けた施策として、大きな項目で11、細部にわたりますと75の事業がございます。

本町の農業者にとって身近な補助金といたしましては、担い手への農地集積・集約化、担い手育成による構造改革の推進を目的とする9事業や新たな経営所得安定対策としての2事業、強い農林水産業のための基盤づくりとしてハード事業などがございます。

この補助金につきましては、事業実施主体に対し、国が直接採択する補助事業を何とか事業、都道府県が採択する補助事業を何とか交付金として整理しておりまして、これは地方分権の流れに沿って補助事業の一部が交付金化されて、都道府県が採択するようになったものでございます。

次に、補助金漬けの施策が農業産業を阻害していることについての考え方でございますが、日本の農業施策は、補助金や所得補償など、お金で問題解決を図り、農業をじっくり産業として育ててこなかったことが、補助金なしでは経営が成り立たないという農家をつくり、若者層が農家を継がないという今日の現状を生み出しております。

しかしながら、農業は環境保全や田園の景観を含め、自然環境や地域性と密接に関係しており、そこにはお金で交換できない価値があることから、農業の持続的な発展と農村の振興を図るための効果的な施策を、国の責任において総合的に実施していただくことが重要であると考えております。

次に、農地中間管理機構に貸した人へ協力金が支払われる補助金政策についてでございますが、この施策は、農地集積による農業の生産性向上を促すべく、機構が農地を借り集めた上で、地域農業の担い手に貸しつけるというものでございまして、農地所有者に対する補助金制度が行われることによって農地集積が円滑に行われ、生産コストを削減することで、担い手農家等の自立につながっていくことを期待しております。

次に、農地法に基づく非農地通知書の質問ですが、議員ご指摘のとおり、非農地通知書につきましては、各市町の農業委員会が農地の利用状況について調査を行い、その結果「非農地」と判断されたものについて、所有者に通知するものでございます。

この通知書にて地目変更登記を行うことができるため、農地転用許可申請は不要となります。

本町の農業委員会では、毎年1回、農地の利用状況について調査を実施しておりますが、現在まで非農地通知を行ったことはございません。その理由として、耕作放棄地は、耕作をすることを放棄した結果、農地が荒廃し、耕作できない状況になったものでございます。そのような状況の農地について、登記上の手続きを簡素化させることは不公平であるという考え方でございます。

今後も従来どおり、地目変更登記を行う際には農地転用許可申請、または非農地証明願により対応してまいりたいと考えております。

少し農業について私見を申し上げますと、補助金については私も非常に不合理なものを感じております。例えば平成5年ぐらいだったと思うんですけど、米が全然とれなかった年があります。その時に鹿児島で減反の対象になった田んぼから、多分、去年の落ちた穂が生えたんでしょ。いっぱい生えてきたわけですよ。米がすごくできた。ただ、それを刈り取って売れば減反の補助金はもらえない。じゃあどうするかで、すごく迷っているという農家があるという報道をテレビで見たことがあります。結果は知りません。だけど非常におかしな話だと思ってます。

ある地域では、聞いた話ですが、補助金は麻薬だと。もらっている時はすごく元気になる。だけどそれが切れてきたら体力は一気に奪われるというようなことを聞いたこともございます。そういうことで、補助金というのは非常に効果もありますけど、問題もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。

町長から答弁をいただきましたので、町長に追加質問をさせていただきたいと思いません。

先ほども補助金、おかしな話だということがあったんですが、実は追加質問でそれも聞こうと思っていたのですが、そのことも含めて書かせてもらってありますので、順番にいきます。

米価調整という名前のもとの戸別所得補償制度という減反政策、これはよい政策だと思いますでしょうか。それと40年余り続けてきた減反政策を2018年度に廃止すると、たしか安倍首相が発言したと思いますが、今後の農業はどのように考えるか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 先ほどフライングで触れたんですが、減反というのは、私は減反政策が農家の弱体化を招いたというふうに考えております。つくらないところへ、産業であるのに、産業として育てなければいけないのに、つくらないことに対してお金を出すという、こんな矛盾はないし、こういうことであるならば、私は減反政策するなら、方針を転換して、どれだけかの農地を、米はつくらずに、例えば野菜とか別のものをつくるように、そこへお金を使って指導をしていったほうがよかったのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、減反政策というのはなくなるのは当然いいことであると、そっちのほうがいいことであると思っておりますし、米以外で農家が育っていくような、そんな支援を国に求めていきたいというふうに思っております。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 私と町長が話をしますと、農家の方から怒られるような気がしますけど、建設部長に伺います。町内の減反政策の農地には大豆が植えられています。これはいくらぐらいの補助金が出されており、その大豆を収穫し、出荷した場合、最終的にいくらぐらいの利益があるのでしょうか。あるいは手間賃も出ないような赤字なのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) お答えいたします。

町内での大豆の作付けは減反施策の麦作付けの後、いわゆる麦後大豆ということで行われているものがほとんどでございますが、大豆の作付けを単体で行った場合で考えますと、約5万8,000円の交付金を受け取ることができます。そして出荷による販売収入額は、町平均では約1万2,000円ありまして、10アール当たりに戻しますと、収入は約7万円ほどになろうかと思えます。そのうち必要経費、種子であるとか肥料であるとか、労働費も含めると、約4万4,000円ほどが必要になってまいります。先ほどの7万円から4万4,000円を差し引きますと、2万6,000円の利益が出るということになろうかと思えますが、これは先ほどの5万8,000円が含まれておりますので、これがないとなると、3万2,000円の赤字ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) ありがとうございました。

そのような政策なんです、町独自の農家に対する補助金、助成金という制度はあるのでしょうか。なければ創設するという考えはあるのでしょうか。また、近隣、または県内で補助金を使って経営が軌道に乗り、今なお成長し続けているという農業法人はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 町単独の補助金ということでございますが、町単独の農家への直接的な補助金は、農産物の生産性向上推進対策補助金と認定農業者の方に対する農業経営の改善にかかる借入金の利子補給というものを行っております。特に生産性向上推進対策補助金としましては、麦の消毒にかかる経費の一部を補助をさせていただいております。また、農業の基幹となる基盤整備の充実を図ることを目的としまして、土地改良事業への支援、そのほか土地改良区自体への受益者負担の軽減を目的として支援を行っております。

新たな補助金制度の創設という考えでございますけども、現在のところは持ち合わせてございませんが、本町の農業の持続的発展と農業者の真の自立につながるようなものがあれば、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

もう1点、経営が成り立っておる法人があるのかどうかというお尋ねでございました。今なお成長を続けている、成長というのが、ちょっと尺度が難しいところがありますが、農業者農業法人ということでございますけども、補助金に関係なく、コスト削減に取り組んで自立した農業経営を目指している農業者というのが、数件ではあります、町内にございます。今なお成長ということになると、判断が難しい部分がございますけども、専業農家として営農活動を継続し、さらに規模拡大を目指す担い手農家の方も成長を続けている農業者と言えるのではないかとこのように思っております。

現在、23の担い手ということで営農活動を行っていただいております、コスト削減の取り組みをしているところが、2社と1個人ですけども、ございます。さらに今後規模拡大を目指していこうということも、今のところ9名の方が考えておいででございますので、そのあたりを今後期待をしていきたいと、そんなところを感じるところでございます。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 町内でも頑張ってみえる農家があるということで、ちょっと安心しております。

日本の農業者の約6割が65歳以上の高齢者で、農業をリタイアする人たちの耕作放棄地が増えているというのが現状であります。現在の農地法では、土地の所有者が土地を耕作するというのが基本概念であり、農業生産法人を除く一般の株式会社などの企業は、基本的に農地を取得することはできません。また、退職後に少しの農地を取得して畑などで耕作をし、農業を行いたいと思っても、所有権を自分名義にすることは、今の法律ではできません。

規制緩和と言いながら、この悪法である農地法が耕作放棄地を生みやすくしているような感じがしますが、町としてどのような施策があるのか、言いかえれば耕作者台帳に記載されていない人、または農地を持っていない人は農業に新たに参入することはできないと解釈していいのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 農業者でない人が農業に参入するということでございますけども、これは農地法上の3条要件に該当するかと思いますけども、5反以上の耕作面積を持たないと農業者として認められないと、今そういうところがございますので、まずそれが肝要かと思いますので、その5反要件を満たすためには賃貸借であるとか、いろんな方法はあろうかと思いますが、原則論としては、農地を持たない方が新規に農業に参入するという事は、基本的には無理だというふうに考えております。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 私、行政書士ですので、今の答弁は全部理解しての質問でございますが、もう少し違う答えが出るかなと思ったんですが、それで結構です。

高速道路のインターチェンジ周辺300メートル以内は、第1種農地であっても例外として転用許可がされるというふうになっておりますが、東員インター周辺につきまして、町としての計画があれば伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) ご承知のとおり、インターチェンジ周辺、おおむね半径300メートル以内の区域におきましては、例外的ではございますけども、流通業務、休憩所、給油所、その他、これらに類する施設等に関しましては建設、もしくは農地の転用というものが認められるということがございます。

当該東員インターに関しましては、かなり地形的な問題もありまして、この業種を誘致するにつきましても、難しいところもあるのではないかなというところも感じるわけですが、こと農地に関しましては、7~8ヘクタールくらいの規模で周辺農地がカバーできるというふうな見込みはございますけども、特に町としての企業誘致、企業からの相談ということもございませんので、今のところは全く白紙の状態ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) もうすぐにオープンするインターチェンジですので、町としても何らかの青写真ぐらいはつくっていただきたいという希望があります。

町長に伺います。

農業振興地域の農用地区区域に指定された農業跡地を農業以外の目的で使用しようとする場合は、地区除外申請を行わなければならないのは当たり前でございますが、例えば農家の子どもが新家、分家をつくろうと思った場合は、住宅建築をしたいと思った場合

は、白地の調整区域に土地を持っていると、なかなか地区除外ができないというのが現状であります。

今般、役場近辺の農地に借地として障がい者施設を建設するという話を伺いましたが、なぜそのような施設が建築できるのか。町は、そこは優良農地ではないと認めているのでしょうか。地区除外申請が既に着手されたとも聞いておりますが、真実を伺いたしたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 門脇郁夫産業課長。

○産業課長(門脇 郁夫君) お答えいたします。

今そのことについて相談は受けておりますが、まだ除外申請の詳細については承っておりません。ただ、その土地ですが、これも先ほどのインターと同じように、条件が整えれば除外申請ができるというようなことがありますて、正式に相談をされれば、そういった形で業務を進めたいと思っております。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 課長のほうから答弁をいただきましたが、この計画は、町長は答弁知ってみえるという理解でよろしいですね。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 前ちょっと非公式なんですけど、こういう計画があるという話はお聞きしました。それで、その土地がどういう状況なのかということ、今、産業課のほうで調べておる途中でございますし、私に非公式に相談はありましたけど、正式に上がってきてないということでございますので、私も進捗状況がわからなかったものですから、課長からお答えをさせていただいたということでございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 長深地区で同じような施設を建設しようとした計画は、地権者の同意が得られなかったために頓挫したと聞いております。今回もまた、町長が北海道の芽室町へ行った時に思いついた案だと理解してよろしいでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 私が芽室に視察に行った件は、芽室町というのは帯広の隣の1万8,000人ぐらいの町なんですけど、そこで3ヘクタールの農地を使って障がい者雇用が行われていると。これまだ1年ぐらいしかないんですけど、かなり障がい者の人もスキルアップして、大体月に12~13万円ぐらい、個人が収入を得ているというような情報をいただきましたので、行きました。

今、長深に耕作放棄地を復元したところがありますよね、あそこでそういうことができないものかなというようなことで、何も物を建てるのではなくて、純粋に農業というものをやれないかなということで、今検討している段階で、先ほどの公園の横の話とは全く別の話でございますて、芽室へ行ったのは障がい者雇用ということで、それを視察に行ったと、ということでございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 今年1月に視察されたのが、南国市の株式会社ダックス四国、10月に行ったのが九神ファーム芽室というふうで、ブログに書いてみえます。ともに就労支援、A型の企業です。企業誘致の考えで視察されたと私は思ったのですが、今の答弁では何か別やということですが、これは行政が主導でやる事業なのですか。本来民間ですから、民間がやることだと思っております。ましてや町長、ご存じないという答弁をされましたが、産業課の職員が地権者に当たってますが、これは町長の命令というか、伺いなければできない行動だと思いますが、どう理解すればよろしいでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 私、存じ上げないと言った覚えはございませんので。状況がわからないと言ったのは、公園の横のいずみさんがやろうとしていることについて、今、進捗状況がわからないと、こう言ったのであって、長深の耕作放棄地については障がい者雇用という観点から芽室へ行かせていただきました。1月のダックス四国へ行った時に見た、あの光景で、ダックス四国の社長と、いろいろ関係性を持たせていただいて、その社長のご紹介で芽室町というところがこういうことをやっているよと。当然民間主導なんです。行政も入って、行政も支援して、こういうことをやっているよというようなお話を聞いたので、私もあの耕作放棄地を何とか、とにかくこのままほっておいたら荒れてしまいますから、何とかしたいなということと、以前から考えておりました障がい者雇用というのを、これもどこかでしたいということもあります。

1つだけ訂正させていただきますけども、ダックス四国というのは特例子会社でございます。そして芽室の九神ファームというのはA型作業所ということでございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 農地につきまして、まだまだ疑問がありますが、時間もありませんので、次の質問をさせていただきます。

マイナンバー制度について、質問させていただきます。

社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバーについて質問します。

このマイナンバー制度は、平成27年10月から住民票を有する全ての人に対して12けたの番号が通知されます。しかし1年を切った今でも、この制度の理解が少ないような気がいたします。私は先般、このマイナンバーについての講習会を受講しましたが、なかなか理解できるものではありませんでした。また積極的に取り組んでいる市町村もあれば、まだまだ準備段階といったところもあると伺いました。

そこで、現在東員町はどのように取り組んでいるのか、またマイナンバー制度のメリット・デメリットをどのように考えているのかを伺いたしたいと思います。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の3つに限り、行政手続きでマイナンバーが必要となりますが、法律で定められた行政手続きに限り使うことはできません。では具体的にどのような用途なのか、伺いたしたいと思います。



いなべ市では住基カードを無料で交付し、全国のコンビニで住民票や戸籍謄本の取得ができるようになっていますが、マイナンバー制度になれば、全国の市町村で同じようなことが可能となるのでしょうか。あるいは何か制限でもあるのでしょうか。

マイナンバー制度導入には多額の費用を要します。機器の更新や購入、LAN構築など、最終的にいくぐらい必要であるの見積もっていますか。また、国の補助金はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

次に、戸籍について伺います。

法務省は平成26年10月に、無国籍者に関する初の調査結果を発表しました。それによると、戸籍のない人は平成26年10月10日現在、全国に少なくとも279人いるとのことでした。ただ、報告したのは全体の約1割に当たる187市町村に過ぎず、今後さらに増えると思われるとのことでした。

そこで、東員町には戸籍のない人はいるのでしょうか、伺います。

また無国籍になるのが最も多い理由としては、300日問題と言われております。時代にそぐわない民法第772条の規定です。無国籍者ができない唯一のことは、参政権の行使のみです。すなわち選挙権の行使及び被選挙権の行使です。これ以外は可能なのですが、広く誤解されているように思います。もし何らかの理由で出生届が受理できない場合、東員町はどのように取り扱っているのか、伺いたいと思います。また、戸籍の記載前に住民票の作成は可能なのでしょうか、あわせて伺います。

また、行政が居住実態をつかめていない18歳未満の所在不明の子について、厚生労働省は11月13日に141人いたとの調査結果を報告しています。東員町には該当者はいないと思いますが、この点についてもあわせて伺いたいと思います。

最後に条例について伺います。

今般のマイナンバー制度では、各市町に沿ったマイナンバー制度が構築できますが、その活用策をどのように考えているのでしょうか、当然その活用には条例を制定しなければいけません。この条例の原案は既にできているのでしょうか、伺います。

この12月議会にも多くの条例改正が上程されていますが、先の委員会で、町内施設所在地の表記に誤りがあることを私は指摘しました。その訂正となる改正はどこまで進んでいるのでしょうか。

以上、多岐にわたったの質問ですが、答弁を求めたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) マイナンバー制度・無国籍問題及び町条例についてのご質問につきまして、マイナンバー制度にかかわる部分を私の方からお答えをさせていただきます。

まず、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対する取り組みでございますが、複数の部署がかかわる制度でありますので、本年4月に庁内会議を立ち上げま

して、国が示す作業スケジュールに基づき、各担当部署にて取り組むべき業務を協議し、順次取り組みを行っております。

今年度におきましては、住民基本台帳及び地方税システムの改修などのシステム対応、また、条例・規則等の整備や、法律で規定される特定個人情報保護評価を行うため、個人番号の取り扱い業務や、町が管理する個人情報及び管理方法の調査に取り組んでおります。

次に、マイナンバー制度のメリット・デメリットでございますが、マイナンバー制度の目的でもあります公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化がメリットになるものと考えますが、具体的には所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、きめ細やかな支援を行い、不正受給など防止できること、また、社会保障サービスなどの申請時に住民票や税の証明書などの提出を省略できること、国や地方公共団体などで個人情報の照合に用いている時間や労力、作業の重複などの無駄が削減されることなどが挙げられます。

デメリットといたしましては、個人情報の漏えいの危険性があるところでございます。しかし、国はその対策としまして、個人情報の事務ごとの分散管理や個人が特定できない情報連携のシステムを構築し、法整備による罰則の強化や特定個人情報保護評価の実施などとあわせ、万全の備えをもって取り組んでおります。

次に、法律で規定されております社会保障、税、災害対策の分野における具体的な使途につきましては、主なものとして年金の資格取得や確認、給付、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、税の申告、届出、被災者生活再建支度金の支給などの業務に利用されます。

マイナンバー制度の導入に合わせ、個人番号カードの電子証明を活用したコンビニ交付の導入が促進されておりますが、コンビニ交付につきましては、各市町村の判断により導入するものであり、取得できる証明の範囲におきましても、各市町村の考え方や導入システムによって異なっております。当町におきましても、諸証明自動交付機の老朽化を考慮し、個人番号カードを活用したコンビニ交付への更新につきまして、検討をいたしております。

マイナンバー制度を安全かつ安定して運用できるよう、国が示すガイドラインなどに基づき、関連業務システムの導入や改修、セキュリティを確保した情報通信ネットワークの構築などに取り組んでおりますが、多額の費用が見込まれるものと考えております。

国の示すスケジュールでは、大部分のシステム対応は平成26年度、平成27年度の2カ年で実施する予定となっており、平成26年度は約2,500万円を予算計上し、平成27年度は、未確定ではございますが、約5,000万円の費用を見込んでおります。そのほか、庁内情報通信ネットワークや端末など、業務システム以外のものにつきましても、更新時期に合わせ、よりセキュリティを重視した整備を進めることで費用は発生する見込みです。

国からの補助金につきましては、財政状況の厳しい中、補助が削減される可能性もありますが、補助対象範囲や補助率により見込みますと、平成26年度は約1,600万円、平成27年度は約2,800万円になるものと考えております。

次に、条例についてのご質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度を活用するため、独自利用する場合の条例制定につきましては、現在条例や規則等の整備のため、個人番号の取り扱い業務の調査に取り組んでいるところでございます。

活用方法としましては、個人番号の独自利用と個人番号カードの独自利用がございません。町独自の福祉サービスの給付に係る添付書類省略のため、個人番号を独自利用する場合、また印鑑登録カードや図書カードなど、町独自のカードを個人番号カードに一体化する場合などが考えられます。

いずれにいたしましても、平成28年1月の個人番号カード交付に間に合うよう、条例制定に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。

次に、町内施設所在地の表記の誤りについてでございますが、先の委員会でご指摘をいただき、早速、例規集等の点検を実施をいたしました結果、そのほかの誤りはございませんでした。

なお、訂正につきましては、3月定例議会に上程をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 続きまして、無戸籍問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

無戸籍者が発生する理由として、母親が前夫と離婚後300日以内に出産し、出生届を提出した場合、民法772条の規定により、前夫の子供と推定されるため、前夫の子にすることを望まない母親が出生届を提出せず、無戸籍の子が発生する場合があります。

それ以外の理由としまして、親の信条とか宗教観による場合や、病院などに頼らず、自宅出産したために出生証明書がない場合なども要因の一つと言われております。

次に、住民票があつて戸籍がない方は、法務省からの調査依頼により、住民基本台帳と戸籍システムからデータを抽出し、突合しました結果、本町では現在のところ存在はしていません。

次に、何らかの理由で出生届が受理できない場合での取り扱いにつきましては、家庭裁判所へ「戸籍の記載のないための申し立て中」であれば、職権で住民票を作成することができます。

また、仮に住民票がない場合でありましても、母子手帳や出生証明書などの事実確認ができる資料により、居住の実態が確認できれば、例えば乳幼児健診や予防接種、保育

園や幼稚園の入園、義務教育を受けることなど、一般的な行政サービスを受けていただくことができます。

次に、厚生労働省が行った、行政が居住実態をつかめていない18歳未満の所在不明の子の調査につきましても、該当者はございませんでした。今後も対象者となるような方には、手続きの方法を丁寧に説明するとともに、関係法令に基づき、適正に取り扱ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。

このマイナンバー制度については、政府はよいことしか正直言ってないような気がします。が、デメリット、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、個人情報収集・分析されるといった懸念は私も思います。それ以外にシステムやメンテナンスに1兆円規模の費用が必要であり、それによる経済効果が示されていないということだと個人的には考えております。

さて、そのマイナンバー制度を詳しく住民に理解していただく必要があると思いますが、そのPRはどのように考えているのでしょうか。また、個人番号カードは本人確認のための身分証明書として使えるほか、さまざまなサービスに利用できるとありますが、有効期限や発行手数料など、どうなっているのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

マイナンバー制度につきましては、国のほうの指針に基づきまして現在対応をしているところでございますけれども、まだ本当に不確定な部分がございます、いろんな情報を得ながら、町のほうで動いているところでございますけれども、まずはPRにつきましては、平成27年10月に個人番号の通知をさせていただきます。その後、平成28年1月に利用開始ということになりますので、それに向けて各種広報紙、あるいはホームページ、そういったものを使いながらPRは当然行っていくところではございますけれども、なかなか住民の方にとっても理解しにくいところでございますので、きめ細やかな、わかりやすい説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) マイナンバー制度がスタートしますと、本人からの申請によりまして、個人番号カードが交付されるようになりますが、個人番号カードは、現在住民基本台帳カードにかわる、写真入りで新たに発行されるICカードで、言われるように身分証明書としての利用も可能になります。有効期限につきましては、カード発行時の年齢が20歳以上の方は10年、20歳未満の方は経年より容姿の変化がございますことから5年の見込みとなりまして、また、ご質問の発行手数料につきましては、無料となる予定でございます。

以上でございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 次に、個人情報の漏えいが心配されます。この端末を取り扱う行政の担当者は、より厳しいセキュリティが要求されると思います。個人認証は絶対必要条件ですが、ICカード、指紋認証、静脈認証、網膜認証など、どのように考えているのでしょうか。またログ管理も必要となりますが、どうなるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

現在も総合情報システムにつきまして、専用端末において指紋認証とログ管理を行っておりますが、平成27年、平成28年の2カ年で、端末の更新に合わせまして、全ての端末において個人認証とログ管理を行うことができるよう、現在整備を計画いたしております。

認証方法につきましては、窓口対応に、安全かつ円滑な運営が見込まれるものを選択をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 総務部長に伺います。

制定した条例は遵守しなければならないのは当然だと思いますが、東員町の条例違反があった場合、罰則はないと思いますが、東員町副町長を定める条例では、副町長は1名とするとあります。6月以降、空席となっている今の状況は条例違反だと思いますが、どう解釈すればいいのでしょうか。条例に罰則はないと思いますが、このままでよいのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) 私のほうへの質問ですので、お答えをさせていただきますけれども、副町長は、条例のほうで1名置くというふうな条例になってございます。現在いない状態にはなってございますけれども、副町長につきましては、町にとって重要なポストでございます。現在も鋭意努力をして探している状況でございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 町長に伺います。

6月定例会の近藤敏彦議員への町長答弁は、時間もなく選べなかったが、9月には上程し、見つからなかった場合は条例改正の議案を提出するとのことでした。しかし9月に上程されず、この12月も何もなし、何を考えているのか正直さっぱりわかりません。上程しても反対される可能性があるからしないのか、人材がないのか、答弁を求めたいと思います。また、何もしなかったことについて、責任は感じないのでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 今、総務部長も申しあげましたように、鋭意努力して探しております。できればすぐにでも欲しいというふうに思っておりますが、今のところ見つかっていないということです。県にも問い合わせをさせていただきました。探している状態で、どうしてもできるだけ早く見つけるようにしている状態であれば、いた仕方ないというふうにご指導いただいておりますので、今こういう状態にあります。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) それで先ほど言いましたが、6月議会でしたか、近藤議員の答弁に、条例改正も含め上程しますと断言してみえます。ちゃんと議事録もあります。それについて責任を感じないのか、伺いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 9月は上程の少し手前までいったのは事実です。しかしいろんな事情があつてできなかった。それで県と対応を協議した結果、今こういう状態になっているということでございます。

○議長(木村 宗朝君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 水掛け論になりますので、やめます。

悪法も法なり、モンテスキューの言葉です。今回質問しました農地法や民法第772条などは、まさに時代にそぐわない法律だと正直思います。国は憲法改正などと言っていますが、もっと身近な法律の改正を願いたいものです。

町の法律である条例も同じです。半年間、何もしない町長はもちろん、半年間も条例違反を平然と認めている執行部もしく、それを見過ごしている議会にも責任はあると思います。間違っているものや内容が現状と大きく変わっているものは、改正をするのが当然であると思います。これからもう少しで改善されるということを願い、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。